

第2回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月17日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和4年2月17日(木)午後2時00分～3時10分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(12人) 会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、12番 小川 祥一、15番 石岡 幸雄、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(7人) 2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、11番 奥畑 智子、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、16番 荒井 喜代子 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第238号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和4年 第2回総会を開会いたします。まず、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(越雲)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、11番 奥畑 智子、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、16番 荒井 喜代子、委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中12名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は会長をお願いいたします。</p>
<p>議長(越雲)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)</p>

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は、3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。
事務局（糸井）	次に日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
議長	< 議案第1号 議案書の朗読 > それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、15番 石岡 幸雄 委員をお願いします。
15番 石岡 幸雄 委員	2月8日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数、約53年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約500m。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
	2月8日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1

<p>(15番 石岡 幸雄 委員)</p> <p>議長</p>	<p>号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約0.5km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>整理番号3番、4番、5番について、19番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p> <p>2月8日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数、約46年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約0.5km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月8日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約0.8km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月8日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数、約15年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>< 質疑なし ></p>

議長	<p>ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、10番 小川 雄三 委員をお願いします。</p>
10番 小川 雄三 委員	<p>2月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、農用地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東と西と南が水路を挟んで田、北が水路を挟んで田・雑種地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、農業を営んでいるが、収入増加の手段として有用であり農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、1,652㎡のうち0.745㎡ 営農型太陽光発電設備の設置。構造等、パネル288枚。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、作物 みょうが。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>2月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、農用地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東と西と南が水路を挟んで田、北が水路を挟んで田・雑種地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、農業を営んでいるが、収入増加の手段として有用であり農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、834㎡のうち0.386㎡ 営農型太陽光発電設備の設置。構造等、パネル160枚。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、作物 みょうが。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必</p>

<p>(10番 小川 雄三 委員)</p>	<p>要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、17番 黒須 明 委員をお願いします。</p>
<p>17番 黒須 明 委員</p>	<p>2月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が宅地・道を挟んで田、南が道を挟んで宅地、北が宅地・道を挟んで畑・山林。同意書、有 隣接農地。転用計画、転用事業者は、農業を営んでいるが、収入増加の手段として有用であり農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積 7,335 m²のうち 1,0204 m²営農型太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 300 枚。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。営農計画の状況、作物 水稻。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課に協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。福岡地区担当 9番 関 閣夫 委員 何かございますか。</p>
<p>9番 関 閣夫 委員</p>	<p>問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>志鳥地区担当 18番 相吉澤 宏 委員 何かございますか。</p>
<p>18番 相吉澤 宏 委員</p>	<p>問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>整理番号3番について質問です。営農型太陽光で、作物がみょうがでしたら理解ができますが、整理番号3番は水稻を耕作するということなのですが、収穫量などは大丈夫なのでしょうか。</p>
<p>17番 黒須 明 委員</p>	<p>資料の 33、34 ページをご覧ください。従来の太陽光よりも四方に余裕をもって設置してあり、代掻き作業も</p>

(17番 黒須 明 委員)	支障なくできる仕様になっています。
12番 小川 祥一 委員	日照時間は足りるのでしょうか。
18番 相吉澤 宏 委員	パネルの高さが3.5メートルあるので、大丈夫だと思います。
事務局長 (相ヶ瀬)	業者の話によると、パネルが細くて長い形状なので、収穫量は25パーセントしか減らないということです。
議長	18年で黒字を見込むとのことですが、支柱部分が18年間耐久性はあるのか、細かいことですが地元委員さんが見守ってほしいと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	このことにつきましては、去る2月10日に農地専門委員会での現地調査を実施しておりますので、農地専門委員会会長の12番 小川 祥一 委員から報告をお願いします。
12番 小川 祥一 委員	2月10日、今月の調査担当委員と農地専門委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地・道路、南が雑種地・道を挟んで宅地、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転でした。転用

<p>(12番 小川 祥一 委員)</p>	<p>計画、転用事業者は●●●に本社を有し、建設業に加えて旅館業を行っているが、事業拡大のため、国道沿いで利便性の高い申請地において旅館業を行いたく、令和2年4月27日付で農地法5条申請を行い、令和2年5月25日付で許可を行った。許可後の計画変更により、ビジネスホテルに加えてセレモニーホールを建設したが、計画変更の手続きを行っていなかったため、変更申請に至った。総事業面積 1,575 m² 転用面積 1,355 m² ビジネスホテル 木造平屋建 2棟、以前は1棟でした。建築面積 193.75 m²セレモニーホール 木造平屋建 建築面積 113.03 m² 駐車場 21台分、進入路 西側。敷地内 アスファルト舗装。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、事業に係る費用の支払いが確認できる領収書写しの提出有とありましたが、もう支払ってしまったそうです。その他 他法令等との関係等、旅館業法については、県北保健所許可済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより質疑を行います。城東地区担当 3番 栗野 隆夫 委員 何かございますか。</p>
<p>3番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>報告があった通りですが、着工前に変更届を出してほしかったです。</p>
<p>議長</p>	<p>滝田地区担当 6番 齋藤 勉 委員 何かございますか。</p>
<p>6番 齋藤 勉 委員</p>	<p>変更届などの計画書を出さずに、事業を進めていたということですが、法律上問題がないのか、よく確認して許可したほうがいいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>小川祥一農地会長にお聞きしたいのですが、会長としてこういった結果をふまえて、どういった結論になるのかお聞きします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>簡単な謝罪文が添付されているのですが、なぜ変更届を出す前に着工前したのか。細かい説明がある謝罪文の提出を求めたほうがいいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>休憩いたします。（午後 2時 40分） 再開いたします。（午後 2時 52分） < 他に質疑なし ></p>

議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、3番 栗野 隆夫 委員お願いします。</p>
3番 栗野 隆夫 委員	<p>2月11日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成8年 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、問題なし。非農地となつて何年経過したか、経過年数、約53年。昭和44年に申請人の父が住宅を建て、平成8年に亡くなるまで居住、その後空き家のまま管理していたが、令和3年3月に建物のみ取壊し、敷地は水道や電気施設を残したままで現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番、8番 川上 恵 委員お願いします。</p>
8番 川上 恵 委員	<p>2月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第5号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人聞取をして確認。土地の履歴、平成7年648番1と648番3に分筆。平成20年 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯人為的。始末書の提出あり。周辺への影響、問題なし。非農地となつて何年経過したか、経過年数、約23年以上。平成10年に県道拡幅工事に伴う移転のため、申請人の叔父、父の弟が住宅を建て、住宅敷地として引き続き利用し現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	<p>< 質疑なし ></p> <p>議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第5号 議案書の朗読 ></p>
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、18番 相吉澤 宏 委員お願いします。
18番 相吉澤 宏 委員	2月14日に、事務局と代理人と担当推進委員で調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、関係人から聞取、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和52年国土調査 地籍のみ修正、平成9年相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は、昭和50年頃から不耕作のまま現在に至り、竹や篠・雑木などが繁茂した状態にある。周辺農地への影響等、問題なし。農振法上の農用地、該当無。農用地の場合、除外の可能性、可能。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、無。その他、納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当無。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
10番 小川 雄三 委員	周辺はすでに太陽光発電設備になっておりますが、計画はあるのでしょうか。
事務局（糸井）	調査資料に載せている通り、周りが山林に囲まれている所で、所有者が、株式会社●●●で、すでにここの農地を仮登

(事務局 (糸井))	記で売買されているようです。確認したところ、太陽光発電設備を考えているということでした。
議長	＜ 他に質疑なし ＞ ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第238号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	修正箇所がございます。議案第6号の差替資料の赤字の部分です。整理番号13番の三箇●●●、1,000㎡が削除になります。
議長	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞ 内容について、事務局から説明していただきます。
事務局 (雫)	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第238号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第238号）については、新規9件 更新11件です。利用権の設定を受ける者7名、利用権を設定する者18名です。利用権の設定面積は、85,478㎡です。令和3年度 累計は、1,136,989㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年2月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞

議長	<p>異議が無いようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第238号）」のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第238号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 3時 10分 ）</p> <p>上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和4年2月17日</p> <p>議 長</p> <p>3 番</p> <p>5 番</p>